# 労働保険に関する電子申請の事前準備ガイド BOOK 

## Contents

電子申請を使ってカンタン・便利に！ ..... 2
事前準備の流れを確認しましょう！ ..... 4
さあ，事前準備をはじめましょう！ ..... 6
実際に申請してみましょう！ ..... 18

## 電子申請を使ってカンタン・便利に！

労働保険に関する申請や届出について，書面での手続ではなく「電子申請」を使うことで， インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続できます。
自宅やオフィスなどから，「e－Gov」サイトにアクセスし，24時間いつでも申請や届出ができま す。


## いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく，自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず，24時間365日，いつでも手続が可能です。

## カンタン・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も，電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば，前年度の申請情報を取り込めるので，入力は変更と修正だけで済みます。
入カチェック機能や計算機能があるので，記入漏れや記入ミスも防げます。

## ムダな時間やコストも削減！

申請•届出用紙を入手する必要がなくなり，申請内容によっては複数の手続をまとめ て申請できます。また，書類申請のために必要だった移動費•手数料•人件費などの コストが削減できます。
また，Gビズ। Dやマイナンバーカードを使うと，申請の事前準備にかかる手数料が安くなり，お得です。

## 電子申請は，以下の流れでご利用いただけます！

## 事前準備

電子申請を安全に行うため，パソコンの環境設定や，アカウントの準備，GビズID（※）やマ イナンバーカードを取得していない方は，電子署名に必要な電子証明書を取得します。

## 4 ページから

 スタート！
## 「e－Gov」から電子申請

$e-G o v ウ ェ フ ゙ サ イ ト か ら$ 電子申請を行います。
画面に入力しながら申請書を作成し，電子署名を付けて，インターネット経由で提出します。
詳しくは，「e－Gov電子申請利用マニュアルの紹介」ページを参照してください。
https：／／www．mhlw．go．jp／sinsei／tetuzuki／e－gov／

## 「e－Gov」って？

政府の行政情報ポータルとして，さまざまな情報を発信しているサイトです。電子申請の窓口でもあり，このサイトの「電子申請システム」から， 24 時間 365 日，いつでも・どこでも電子申請が行えます。


出典：e－Govウェブサイト（https：／／www．e－gov．go．jp／）
※労働保険関係手続（一部手続は除く）について，GビズIDを利用して手続することができます。Gビズ ID でログインする場合は，電子証明書の取得は不要です。

## 

電子申請を行う前に，以下のステップで，パソコンの環境や準備するものをチェックしましょう。


## 電子証明書の確認

6 ページ

電子申請では，電子証明書を使って，本人確認やデータ の改ざんを防止します。（GビズIDやマイナンバーカード もご利用できます）


アカウントの準備 10ページ
e－Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備し ます。


## プラウザの設定確認

①ブラウザのポップアップブロック設定を解除してい ますか？
解除していない場合，お使いのブラウザの設定によっ
て，電子申請の途中で不具合が発生することがあります。
②電子申請を行うサイトが「信頼済みのサイト」として 13 ページ登録されていますか？
登録されていない場合，お使いのブラウザの設定によっ て，電子申請の途中で警告メッセージ等が表示されること があります。


## 事前準備が完了したら，

## マイページから電子申請してみましよう！

e－Gov トップページ画面から電子申請システムトップページヘアクセスし，利用準備の画面を表示してみましょう。

■e－Govトップページ画面


出典：e－Govウェブサイト（https：／／www．e－gov．go．jp／）

## さぁ，事前準借をはじめましよう！

「電子申請システム」の利用準備の画面にしたがって，準備を進めましょう。

## チェック1 電子証明書の確認

電子証明書を取得済の方及びGビズID やマイナンバーカードを使用する場合はチェック2へ進んでください。

電子証明書等を取得していない方は，取得の手続を進めましょう。

## 電子証明書とは？

電子証明書は，書面での手続における「印鑑証明書」に相当するものです。
電子申請における，本人確認手段やデータ改ざん防止のために利用する電子的な身分証明書 となります。電子証明書は，公的個人認証制度等におけるIC カード（マイナンバーカード など）に搭載されたり，ファイル形式で提供されます。


## 電子証明書を取得するには？

電子証明書は，「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。官公庁のほか，民間の認証局もあります。
認証局によっては，証明する対象（個人•法人）が限られていたり，対応可能手続が異なった りする場合もあります。詳しくは，e－Gov ウェブサイトの「電子証明書のご案内」を参照し てください。
https：／／shinsei．e－gov．go．jp／contents／preparation／certificate／


## 電子証明書を取得しましよう！

電子証明書は，「IC カード形式」と「ファイル形式」の 2 種類あります。
以降で，それぞれの形式について，電子証明書取得の流れをご紹介します。
「IC カード形式」については「マイナンバーカード」を活用する例，「ファイル形式」につい ては「商業登記に基づく電子認証」を活用する例でご説明します。


## IC カード形式 で取得する場合


～公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用～

1 マイナンバーカードを申請しましょう。
交付申請書に署名または記名•押印し，顔写真を貼付して郵送します。 デジタルカメラで顔写真を撮影し，パソコンで交付申請用の WEB サ イトにアクセスし，インターネット経由で申請することもできます。


詳細はマイナンバーカード総合サイトを参照してください。
https：／／www．kojinbango－card．go．jp／index．html
電子申請には，マイナンバーカードに内蔵された「署名用の電子証明書」が必要です。交付申請書で「署名用電子証明書」を「不
要」とする欄は空欄のまま送付してください。

## 2 マイナンバーカードを受領しましょう。

交付通知書（はがき）が届いたら，交付窓口で暗証番号などを設定し， マイナンバーカードを受け取ります。

－受取時には，交付通知書（はがき），「通知カード」，免許証やパスポートなど身分証明となるものが必要です。
－発行手数料は不要です。

## 3 ICカードリーダライタを準備しましょう。

IC カードリーダライタを用意します。
IC カードリーダライタは，IC カードの情報を読み取る装置です。家電量販店やインターネット販売で購入できます。


詳細は，公的個人認証サービスポータルサイトの「IC カードリーダライ
夕のご用意」ページを参照してください。
https：／／www．jpki．go．jp／prepare／reader＿writer．html

## マイナンバーカードを使うと，電子証明書取得の手数料が かかりません！

平成 28 年から交付されている「マイナンバーカード」には，電子証明書が標準で搭載され ますので，無料で電子証明書を取得できます。
※「IC カード形式」の電子証明書は，民間の認証局から取得することもできます。詳しくは，e－Govウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。 https：／／shinsei．e－gov．go．jp／contents／preparation／certificate／certification－au thority．html

## ファイル形式 で取得する場合

～商業登記に基づく電子認証を活用～

## 1 電子証明書を取得するためのソフトウェアを インストールしましょう。

専用ソフトウェア「商業登記電子認証ソフト」を法務省の ホームページからダウンロードし，パソコンにインストールします。

http：／／www．moj．go．jp／MINJI／minjiO6＿00027．html

## 2 電子証明書発行に必要なファイルを作成 しましょう。

「商業登記電子認証ソフト」で，電子証明書の発行申請に必要な「鍵ぺアファイル」および「証明書発行申請ファイル」を作成します。


「証明書発行申請ファイル」は，CD，DVD，または USBメモリに格納しておきましょう。

## 3 電子証明書の発行申請をしましょう。

管轄登記所（会社•法人の本店•主たる事務所の所在地を管轄 する登記所）に，以下のものを提出します。

- 電子証明書発行申請書
- 証明書発行申請ファイル（手順2で作成したもの）



## 4 電子証明書をダウンロードしましょう。

手順1で使用したソフトウェアを使って，インターネット経由で電子証明書をダウンロードします。

令和3年2月15日から，商業登記電子証明書の発行について，オンラ イン申請が可能になりました。詳細は，法務省のホームページをご参照 ＜ださい。

## チェック2 アカウントの準備

次に，e－Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備します。e－Gov アカウントの登録をす るか，GビズID（※1），または他認証サービスのアカウントが利用できます。
（※1）労働保険関係手続の電子申請においては，法人代表者又は個人事業主（以下「事業主」という。）のアカウントであるgBizID プライムと，組織の従業員用のアカウン トとして事業主が作成するgBizIDメンバーを利用することができます。
gBizIDメンバーについては，事業主の代理人（総務部長等）又は 1 法人で複数の適用事業がある場合の各適用事業の支店長等が事業主として届出等がされている場合等に利用することができます。なお，事業主の代理人がgBizID メンバーで電子申請を行う場合は，事前に電子申請にて「労働保険代理人選任•解任届」を提出する必要があり ます。

GビズIDの取得方法等の詳細については，以下のURL をご確認ください。
https：／／gbiz－id．go．jp／top／

| サービス名 | 概要 | 利用方法 |
| :---: | :---: | :---: |
| e－Gov アカウント | e－Govサービス共通で利用できるア カウントです（※2）。 | e－Gov アカウントを登録し， ログインしてください（※3）。 |
| Microsoft アカウント | 左記のサービスのアカウントもログ <br> インアカウントとして利用できます。 | 認証サービスごとに設けてい <br> るログインボタンからログイ ンしてください。 |
| GビズID アカウント | 1 つのID・パスワードで様々な法人向 け行政サービスにログインできるサ ービスです。GビズID から属性情報 を取得し電子申請の基本情報として利用できます。GビズIDプライム及 びメンバーアカウントからログイン する場合には電子証明書の用意は不要となります。 | $4$ |

（※2）e－Gov アカウント登録の際は，事前に e－Gov アカウント利用規約をご確認ください。 （※3）e－Gov アカウントの登録は，以下の URL をご参照ください。
https：／／account．e－gov．go．jp／user／pre－registration／init？service＿type＝O0

次に，ブラウザの設定を確認し，必要な方は設定を行います。
（1）ポップアップブロックの解除
ポップアップブロックとは，ブラウザの表示中に，広告や通知など別のウィンドウが表示 されるのを事前に防止する機能です。
電子申請を行うには，機能を無効にしておく必要があります
《Internet Explorer をご使用の方》
1．Internet Explorer11 を立ち上げて，上部の右にある歯車のアイコンをクリックし，メニュ一から「インターネット オプション」をクリックします。
$\Rightarrow$ 「インターネット オプション」画面が表示されます。


2．インターネットオプション画面で，「プライバシー」タブを開く。
$\Rightarrow$ プライバシータブ内の，ポップアップブロックの［設定］ボタンをクリックします。


3．「許可するWeb サイトのアドレス」にe－Gov を追加する
「＊．e－gov．go．jp」を入力し，［追加］ボタンをクリックします。


4．e－Govが追加されたことを確認する
$\Rightarrow$ 「許可されたサイト」に「＊．e－gov．go．jp」が入ったことを確認し，ポップアップブロック の設定画面，インターネットオプション画面を閉じます。

| ボップアップフロックの钤定 | ${ }^{-}$ |
| :---: | :---: |
| 例外 |  |
| 現在ボッファッチばロックされています。下の一覧にサイトを這加することにより，特定 のWebサイトのボッファッなを牪可できます。 |  |
| 牪可する Webサイトのアトレス（W）： |  |
|  | 啲加（ A $^{\text {a }}$ |
| 許可えれたりイト（ ${ }^{\text {S }}$ ）： |  |
| ＊．e－gov．go．jp | 剖除（B） |
|  | （9） |
| 通知ブロックしNレ： |  |
|  |  |
| マボッファッチのフロック侍に通知くてを表示する（N） |  |
| フロックレべし（B）： |  |
| 中：ほとんんての自動术方アッなをフロッすする |  |
| ボさフップフロックロ洋細 | 閉しろ（C） |

※ポップアップブロックの解除方法
https：／／shinsei．e－gov．go．jp／contents／preparation／popupblock．html
（2）信頼済みサイトへの登録（Internet Explorer 11 の場合のみ）

信頼済みサイトとは，表示してもコンピュータやファイルに損害を与えないことがあらかじ め判明していて，セキュリティ強化の必要がないホームページを指します。
電子申請のサイトは安全が保障されていますので，信頼済みサイトに登録してください。

信頼済みサイトへの登録は，以下の手順に従って行います。
信頼済みサイトへの登録を行わないと，e－Gov 電子申請サービスを利用して電子申請を行う際 に，警告メッセージ等が表示される場合があり，正常に動作しなくなってしまいます。

1．Internet Explorer11を表示し，「インターネットオプション」をクリックします。
Internet Explorer11 を立ち上げて，上部の右にある歯車のアイコンをクリックし，メニュー から「インターネットオプション」をクリックします。
$\Rightarrow$ 「インターネットオプション」画面が表示されます。


2．セキュリティタブをクリックします。
「セキュリティ」をクリック後，「信頼済みサイト」をクリックします。
$\Rightarrow$ 信頼済みサイトについての画面が表示されます。


3．信頼済みサイトのセキュリティレベルを確認します。
セキュリティゾーンが初期設定から変更されている場合は，「信頼済みサイト」の「セキュリテ ィレベル」を「中」以上に設定してください。


4．「信頼済みサイト」画面を開きます。［サイト（S）］ボタンをクリックします。
$\Rightarrow$ 「信頼済みサイト」画面が開きます。


5．信頼済みサイトの追加を行います。
「このWeb サイトをゾーンに追加する」の下の入力フォームに以下のURL を入力し，［追加］ ボタンをクリックします。
https：／／shinsei．e－gov．go．jp／


6．「信頼済みサイト」画面を閉じます。
「Web サイト」に登録した URL が表示されていることを確認し，「このゾーンのサイトには すべてサーバの確認（https：）を必要とする」にチェックが入っていることを確認し，［閉じる］ ボタンをクリックしてください。


7．信頼済みサイトへの登録を完了します。
「インターネットオプション」画面に戻りますので，［OK］ボタンをクリックします。
$\Rightarrow$ 以上で信頼済みサイトへの登録が完了します。


8．信頼済みサイトへ正しく登録できたか確認する方法
信頼済みサイトへ正しく登録できたか以下の手順で確認できます。

「ゾーン」の欄に記載されている文言を確認します。

「信頼済みサイト」と表示されている場合
$\rightarrow$ 信頼済みサイトに登録済となります。

「インターネット」と表示されている場合
$\rightarrow$ 信頼済みサイトに未登録となります。

※信頼済みサイトへの登録方法
https：／／shinsei．e－gov．go．jp／contents／preparation／trustsite．html

## チェック4 e－Gov電子申請アプリケーションの確認

最後に，無料のe－Gov 電子申請アプリケーションをインストールしてください。
（3）アプリケーションのインストール インストール手順の確認は
e－Gov電子申請アプリケーションをインストールします。 ここをクリック！
なお，インストールには，管理者アカウントが必要です。

## Windows版

macOS版
e－Gov電子申請アプリケーションの
e－Gov電子申請アプリケーションの ダウンロード（Windows版） ダウンロード（mac OS版）

## Windows版での手順

1．インストールプログラムの実行
e－Gov車子申請アブリケーションをインストールするためには，お使いのバソコンに 「Microsoft ．NET Framework（4．7．2以上）」 がインストールさ れている必要があります。
「Microsoft NET Framework（4．7．2以ト）」がインストールされていない場合は以下の面面が表示されます
［インストール］ボタンをクリックして，「Microsoft ．NET Framework 4．7．2」をインストールしてください。



ステー多 要泩



詳しくは，上記の「インストールの手順」画面を参照してください。 https：／／shinsei．e－gov．go．jp／contents／preparation／install．html

## 実際に中請してゐましよう！

【例：年度更新申告の場合】

```
e-GOV 電子申䛾
e-Gov電子申請アプリケーション起動
申諳%の手绕は「e-Gov電子申請アブリケーション」を使つて行います
インストールがお济みの場合は, 下のボタンからアフリケーションを起動し, 手続に進んでくたさい。
```





## \｜e－Gov雨子申棓アフリケーションのインストールがお斎みでない方は

```
e－Gov雨子申鲭アブリケーションのインストールがお湆みでない方は，こちらからダウンロードしてインストールしてください。
e－Gov雨子申請アブリケーションのダウンロート
```

1．「e－Gov電子申請アプリケー ション起動」をクリックしてくだ さい。


2．e－Govアカウントでログイン する場合，メールアドレスとパス ワードを入力後，「ログイン」ボタ ンをクリックしてください。

G ビズ ID アカウント又は Microsoft アカウントでログイン することも可能です。


4．検索のキーワードに「年度更新申告」と入力し，［検索］ ボタンをクリックしてくださ い。 てください。 い

5．検索結果の中から，該当 する年度更新申告の手続を クリックしてください。
（年度更新申告期間のみ表示されます。）


6．手続名が表示されます のでご確認ください。


7．「申請書入力へ」ボタン をクリックしてください。

## 電子申請の手順について

「成立手続」「概算保険料の申告手続」
「年度更新」などに関する電子申請の操作は， それぞれのマニュアルを参照してください。 https：／／www．mhlw．go．jp／sinsei／tetuzuki／e－gov／


## 電子申請で届出できる手続

労働保険の適用•徴収に関しては，「労働保険料等口座振替納付書送付依頼書」（※）以外のすべての手続について，電子申請に対応しております。
※ 労働保険事務組合にかかる「労働保険料等口座振替納付書送付依頼書」は金融機関への届出印の押印を必要としない様式については電子申請に対応しています。
また，Gビズ1 Dを利用した電子申請が可能な手続については，以下のとおりです。

## ＜GビズIDに対応している手続＞

| 手 続 名 |  |
| :---: | :---: |
| 1 | 労働保険保険関係消滅 |
| 2 | 労働保険継続事業一括認可申請（新規） |
| 3 | 労働保険継続事業一括認可申請（追加） |
| 4 | 労働保険継続事業一括認可申請（取消） |
| 5 | 労働保険概算保険料の申告（継続） |
| 6 | 労働保険増加概算保険料の申告（継続） |
| 7 | 労働保険確定保険料の申告（継続） |
| 8 | 労働保険確定保険料申告（建設の事業） |
| 9 | 労働保険確定保険料申告（立木の伐採の事業） |
| 10 | 労働保険確定保険料甲告（一人親方等団体） |
| 11 | 労働保険確定保険料申告（海外派遣特別加入者） |
| 12 | 労働保険確定保険料申告（事務組合•末尾O～3，6～7） |
| 13 | 労働保険概算保険料甲告（有期） |
| 14 | 労働保険増加概算保険料申告（有期） |
| 15 | 労働保険確定保険料甲告（有期） |
| 16 | 労働保険年度更新申告 |
| 17 | 労働保険年度更新申告（建設の事業） |
| 18 | 労働保険年度更新申告（立木の伐採の事業） |
| 19 | 労働保険年度更新申告（一人親方等団体） |
| 20 | 労働保険年度更新申告（海外派遣特別加入者） |
| 21 | 労働保険年度更新申告（事務組合•末尾O～3，6～7） |
| 22 | 労働保険事務処理委託解除 |
| 23 | 労働保険口座振替納付書送付依頼（新規） |
| 24 | 労働保険口座振替納付書送付依頼（変更） |
| 25 | 労働保険口座振替納付書送付依頼（解除） |
| 26 | 労働保険確定保険料申告（事務組合•末尾4） |
| 27 | 労働保険確定保険料申告（事務組合•末尾5） |
| 28 | 労働保険確定保険料申告（事務組合•末尾8） |
| 29 | 労働保険年度更新申告（事務組合•末尾4） |
| 30 | 労働保険年度更新申告（事務組合•末尾5） |
| 31 | 労働保険年度更新申告（事務組合•末尾8） |

## 他社所有商標に関する表示について

Microsoft，Windows，Internet Explorer は，米国 Microsoft Corporation の米国およびその他 の国における登録商標，商標または商品名称です。
その他，記載されている会社名，製品名などは，各社の登録商標または商標です。

## 「e－Gov」に関するお問い合わせ先

## e－Gov 利用者サポートデスク

## 【電話番号】

050－3786－2225（050 ビジネスダイヤル）
－受付時間
〈4月•6月•7月〉
平日 午前 9 時から午後 7 時まで 土日祝日 午前 9 時から午後 5 時まで
〈5月，8月から3月〉
平日 午前 9 時から午後 5 時まで
※土日祝祭日および，年末年始（12月30日～1月3日）は受付を休止いたします。

